

国民健康保険被保険者証兼 高齢受給者証を 更新します

70歳以上の国民健康保険被保険者には、被保険者証に一部負担金割合(2割・3割)が表記されている「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」(以下、被保険者証兼高齢受給者証)を交付しています。

再判定を希望する方は、被保険者証兼高齢受給者証 平成30年分の収入額が確認できるもの(確定申告書の控え、源泉徴収票など)、世帯主および対象被保険者のマイナンバー確認書類(マイナンバーカードなど)、身元確認書類(免許証など)を持参の上、保険年金課国保年金資格係(市役所1階)へ申請してください。申請が認められた場合、申請の翌月1日から2割負担となります。

国民健康保険における高齢受給者証判定基準

住民税課税所得額	一部負担金割合の当初判定	申請による再判定の基準	申請による再判定により変更となるもの
判定対象者の中で、145万円以上の方が1人でもいる場合	3割	収入383万円未満 (判定対象者が2人以上の場合は520万円未満) 判定対象者が1人の場合で、特定同一世帯所属者(※1)の収入も含み、収入が383万円以上520万円未満 上記以外の方	一部負担金割合が2割になります(申請がない場合は3割と判定) 一部負担金割合の変更はありません
判定対象者全員が145万円未満の場合	2割	住民税課税世帯 住民税非課税世帯	一部負担金割合の変更はありませんが、申請により高額療養費の自己負担限度額などが下がる「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます

※1 特定同一世帯所属者とは、国保を脱退して後期高齢者医療制度に移行した方で、国保加入者と脱退日以降継続して同一の世帯に属する方のことです。



国民年金 保険料の免除・納付 猶予の申請について

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方で国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合、保険料の免除または猶予される制度があります。

【注意】 今回の判定により一部負担金割合が変わらない方は、現在お持ちの被保険者証兼高齢受給者証を引き続きご利用ください。

【注意】 1枚の申請書で申請できるのは当該年度分のみ11へ。

平成31年度国民健康保険税 納税通知書を発送します

平成31年度の国民健康保険税(国保税)納税通知書を7月10日(水)に発送します。

4月・2年3月の加入月数を計算した通知です。納付書や口座振替(普通徴収)、年金天引き(特別徴収)のいずれかの方法での納付となります。

【特別徴収の対象になる方】 次の①②③のすべてに該当する場合、国保税は年金からの天引き(特別徴収)となります。

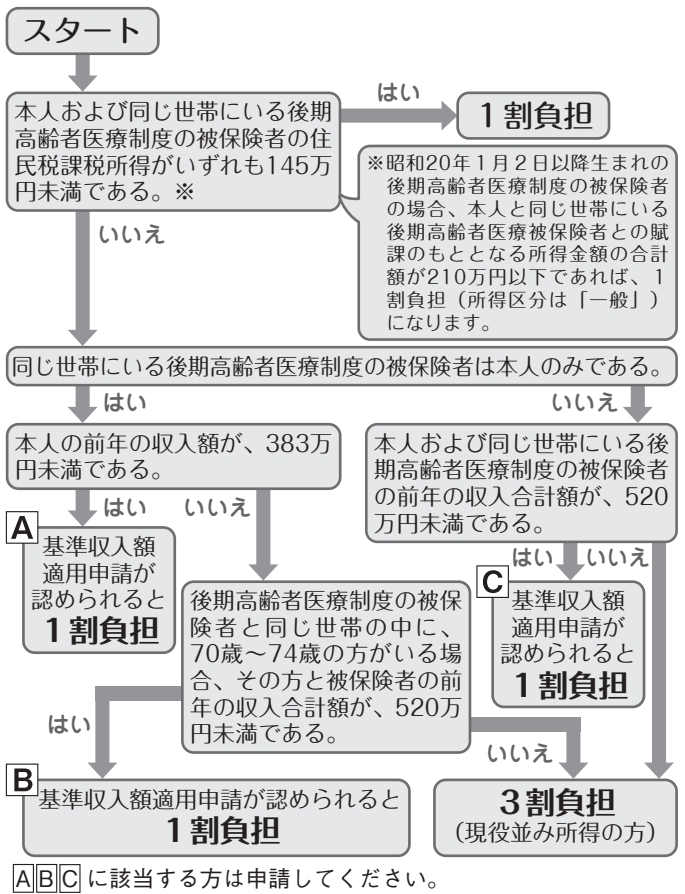
後期高齢者医療制度 平成31年度後期高齢者医療保険料の 決定通知書兼納付(納入)通知書を発送します

平成31年度の後期高齢者医療保険料の決定通知書兼納付(納入)通知書を、7月10日(水)に発送します。

【納付書や口座振替で納めていただく方(普通徴収)】 同通知書に同封の納付書で納めてください。

【年金天引き(特別徴収)】 年金天引き(特別徴収)は、年金天引きによる納付が原則です。

自己負担の割合の判定



後期高齢者医療制度 毎年8月に自己負担の割合を見直します

所得が一定基準以下であることが確認できたときは、均等に割り振る国保税の7割・5割・2割を軽減します。軽減の申請は必要ありません。

【見直しがある方】 8月・2年7月の自己負担の割合は、平成31年度の住民税課税所得に基づいて見直されます。

【見直しがない方】 引き続き現在お持ちの被保険者証をご利用ください。

【自己負担の割合の判定基準】 「1割」・「2割」・「3割」の判定基準が145万円未満の場合、帯にいる被保険者の中に住民税課税所得が145万円未満の方は、7月中旬に保険年金課国保年金資格係(市役所1階)に申請してください。

【基準収入額適用申請】 住民税課税所得が145万円以上で、自己負担の割合が「3割」と判定された方も、「収入額」が基準額未満の方は、申請して認定されると「1割」になります。

【基礎収入額適用申請】 住民税課税所得が145万円以上で、自己負担の割合が「3割」と判定された方も、「収入額」が基準額未満の方は、申請して認定されると「1割」になります。

A B C に該当する方は申請してください。